

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：産業部水産物地方卸売市場管理事務所

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
条-112	石巻市水産物地方卸売市場 業務規則	1 6	買受人の承認の取消し等
処分基準の内容 （買受人の承認の取消し等） 第16条 市長は、買受人が第12条第 5 項に該当することとなったときは、その承認を取り消すものとする。 2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。 （1） 売買取引に関し不正の行為があったとき。 （2） 買受代金（せり売り又は入札によって買い受けた場合にあっては、買い受けた額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「地方消費税額」という。）を加えた額、その他の場合にあっては消費税額及び地方消費税額を含む額とする。以下同じ。）の支払を怠ったとき。 （3） 保管の費用又は損失金の支払を怠ったとき。 （4） 正当な理由がないのに引き続き90日以上休業したとき。			
設定年月日		最終更新日	